

役員報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人碧晴会（以下「法人」という。）定款第8条及び22条の規程に基づき、業務に従事する役員等の報酬、退任慰労金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、各月の総額600万円を超えない範囲で、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。
2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会等へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

- (1) 一日4時間以上職務を行った場合、1万円/日
- (2) 1～4時間未満職務を行った場合、5千円/日
- (3) 1時間未満職務を行った場合、3千円/日

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月30日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(旅費、交通費)

第5条 理事会・評議員会への出席以外に、理事長の命を受け、法人業務に携わった時の旅費、交通費は、旅費清算書によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

第3章 退任慰労金

(退任慰労金)

第6条 役員等の地位を4年以上満了した者には、退任慰労金を支払うことができる。

(退任慰労金の額)

第7条 第3条1項の役員の退任慰労金の額は、退任（第3条1項の役員が2項の役員に変更となった場合を含む）した月の役員報酬号俸（ただし上限を6号俸とする）に、在任一月（事業開始日平成17年4月1日以降を起算日とする）につき100分の12.5の割合を乗じ、さらに0.0～2.0の範囲で、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価した率を乗じた額を理事会にて決定する。ただし、退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

2 第3条2項の役員等については、その期間、貢献度に応じ理事については、理事会にて、監事・評議員については評議員会にて、1～50万円以内の範囲で決定した額を支給する。

(補足)

第8条 この規程にないものについては、その他法令通知に従い理事会、評議員会の承認を経て、施行する。

付則

平成29年4月1日施行

平成31年4月1日 第7条変更

役員報酬号俸	支給基準額
1号俸	月額50,000円
2号俸	月額100,000円
3号俸	月額150,000円
4号俸	月額200,000円
5号俸	月額250,000円
6号俸	月額300,000円
7号俸	月額350,000円
8号俸	月額400,000円
9号俸	月額450,000円
10号俸	月額500,000円
11号俸	月額550,000円
12号俸	月額600,000円
13号俸	月額650,000円
14号俸	月額700,000円
15号俸	月額750,000円
16号俸	月額800,000円
17号俸	月額850,000円
18号俸	月額900,000円
19号俸	月額950,000円
20号俸	月額1,000,000円
21号俸	月額1,050,000円
22号俸	月額1,100,000円
23号俸	月額1,150,000円
24号俸	月額1,200,000円
25号俸	月額1,250,000円
26号俸	月額1,300,000円
27号俸	月額1,350,000円
28号俸	月額1,400,000円
29号俸	月額1,450,000円
30号俸	月額1,500,000円